

## 国見町告示第10号

国見町燃料費等高騰対策企業支援金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年2月16日

国見町長 村上 利通

### 国見町燃料費等高騰対策企業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燃料費及び電気料金の高騰により事業活動に影響を受けている町内企業者等に対し、事業の継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を交付することに関し、国見町補助金等の交付等に関する規則(昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内企業者等 法人にあっては町内に本店、事業所又は店舗を有するもの、個人にあっては町内に事業所又は店舗を有するものをいう。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。
  - ア 政治・経済・文化団体
  - イ 宗教法人・団体
  - ウ その他町長が不相当と認めるもの
- (2) 燃料 ガソリン、軽油、重油、灯油、都市ガス及び液化石油ガス(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第1項に規定する液化石油ガスをいう。)をいう。
- (3) 暴力団等 国見町暴力団排除条例(平成24年国見町条例第1号)第2条第1号から第3号までの規定に該当するものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の全ての要件に該当する町内企業者等とする。ただし、町長が適当でない判断した町内企業者等を除くものとする。

- (1) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による産業のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教

育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」のうち「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業」、「職業紹介・労働者派遣業」、「その他の事業サービス業」のいずれかを行う事業者であること。

(2) 支援金の交付申請日以降も引き続き町内で事業を営むことが確実に認められること。

(3) 事業活動に用いた燃料費又は電気料金（以下「補助対象経費」という。）について、別表第1に定める資格要件を満たしていること。

(4) 代表者又は役員が暴力団等に該当するものでないこと。

(5) 市町村税を滞納していないこと。

(6) 国見町介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和8年国見町告示第2号）に定める支援金の交付を受けていないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、別表第2に定める金額とする。

2 支援金の交付は、1事業者1回限りとする。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 第3条第3号に規定する資格要件に該当していることが証明できる書類の写し

(2) 町内で事業を営んでいることが証明できる書類の写し

(3) 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により交付申請者に通知するものとする。

（支援金の交付決定の取消し及び返還）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金を受けたとき。

(2) 支援金の交付の決定に付した条件又はこの要綱の規定に反したとき。

(3) その他町長が支援金を交付することが適当でないと認めるとき。

（資格の確認等）

第8条 町長は、必要に応じ、交付対象者の第3条第1項第4号の該当の有無について、所轄警察署長に対して確認を行うことができる。

2 町長は、必要に応じ、交付対象者の町税の納税状況について、その者の同意に基づき税務担当課に確認を行うことができる。

（完了報告及び実績報告の省略）

第9条 この告示に定める支援金の交付に関し、規則第13条に規定する実績報告書の提出は、規則第18条の3の規定により、省略するものとする。

(交付請求)

第10条 この告示に定める支援金の交付に関し、規則第15条の2第2項に規定する請求書の提出は、第5条の交付申請書の提出によって、代えるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

区分	資格要件
令和6年12月31日以前に開業した町内企業者等	令和7年1月から令和7年12月までに燃料費又は電気料金が100,000円以上の月があること。
令和7年1月1日以降に開業した町内企業者等	開業した月から令和8年3月までに燃料費又は電気料金が100,000円以上の月があること。

別表第2（第4条関係）

対象月の補助対象経費	支援金交付額	
	国見町商工会員	国見町商工会非会員
100,000円以上200,000円未満	50,000円	25,000円
200,000円以上500,000円未満	100,000円	50,000円
500,000円以上	200,000円	100,000円

備考 支援金申請期間内に国見町商工会加入申込書を提出した町内企業者等においては、国見町商工会員とみなすものとする。

ただし、支援金の交付の決定を受けてから、1年間は国見町商工会員でなければならないものとする。

第1号様式（第5条関係）

支援金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

第2号様式（第6条関係）

支援金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

国見町長 様

本社所在地 \_\_\_\_\_  
(個人の場合は住民票の住所)

名称(屋号) \_\_\_\_\_

代表者(職・氏名) \_\_\_\_\_

担当者(職・氏名) \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 支援金交付申請書兼請求書

国見町燃料費等高騰対策企業支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 事業所等情報

事業所(店舗)の所在地	国見町 ※町内にある事業所又は店舗等の所在地を記入
上記事業所(店舗)の名称	
開業年月	年 月
業種	

## 2 支援金算出(該当するものに✓してください)

①対象月	令和6年12月以前に開業した企業	<input type="checkbox"/> 令和7年1月	<input type="checkbox"/> 令和7年2月	<input type="checkbox"/> 令和7年3月	<input type="checkbox"/> 令和7年4月	<input type="checkbox"/> 令和7年5月	<input type="checkbox"/> 令和7年6月	<input type="checkbox"/> 令和7年7月	<input type="checkbox"/> 令和7年8月	<input type="checkbox"/> 令和7年9月	<input type="checkbox"/> 令和7年10月	<input type="checkbox"/> 令和7年11月	<input type="checkbox"/> 令和7年12月		
	令和7年1月以降に開業した企業	<input type="checkbox"/> 令和7年1月	<input type="checkbox"/> 令和7年2月	<input type="checkbox"/> 令和7年3月	<input type="checkbox"/> 令和7年4月	<input type="checkbox"/> 令和7年5月	<input type="checkbox"/> 令和7年6月	<input type="checkbox"/> 令和7年7月	<input type="checkbox"/> 令和7年8月	<input type="checkbox"/> 令和7年9月	<input type="checkbox"/> 令和7年10月	<input type="checkbox"/> 令和7年11月	<input type="checkbox"/> 令和7年12月	<input type="checkbox"/> 令和8年1月	<input type="checkbox"/> 令和8年2月
②補助対象経費の種類	<input type="checkbox"/> 燃料費(ガソリン・軽油・重油・灯油・LPガス) <input type="checkbox"/> 電気料金														
③対象月経費	円														
④国見町商工会加入状況	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員														
⑤支援金申請額	国見町商工会会員	国見町商工会非会員	対象月経費												
	<input type="checkbox"/> 50,000円	<input type="checkbox"/> 25,000円	100,000円以上200,000円未満												
	<input type="checkbox"/> 100,000円	<input type="checkbox"/> 50,000円	200,000円以上500,000円未満												
	<input type="checkbox"/> 200,000円	<input type="checkbox"/> 100,000円	500,000円以上												

## 3 支援金申請額 \_\_\_\_\_ 円

(上表⑤支援金申請額欄で選択した金額を記載してください)

裏面に続きます

4 誓約・同意事項（確認後、✓してください）

- 支援金受領後も引き続き町内で事業を営みます。
- 市町村町税納付について滞納がないことを誓約するとともに、支援金の受給のため、市町村町税納付の状況について、町長が必要な税関係情報の記録を調査することに同意します。
- 代表者又は役員が国見町暴力団排除条例（平成 24 年国見町条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当するものでないことを誓約します。また、町長が求める時は、役員等氏名一覧表を提出し、国見町暴力団排除条例第 10 条に基づき暴力団ではないことを町長が所轄警察署長に対して確認を行うことについて同意します。
- 提出した交付申請書等の内容に虚偽やその他不正等はありません。
- 町から交付された支援金の返還を求められた場合は、直ちに交付された支援金を返還します。
- 町から検査、報告又は是正のための措置の求めがある場合は、これに応じます。

5 振込先口座

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信組	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店
預金種別	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	
口座番号		
（フリガナ）		
口座名義人		

6 添付書類（✓してください）

- 対象月経費が確認できる書類の写し  
領収書、通帳の写し（支払いが確認できる部分）、確定申告の基礎となる資料等
- 町内で事業を営んでいることが証明できる書類の写し  
営業許可書、登記事項証明書（3か月以内のもの）、確定申告書の写し等
- 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し  
金融機関、支店、預金種別、口座名義人及び口座番号が記載された箇所の写しを添付すること

様

国見町長

支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった支援金については、国見町燃料費等高騰対策企業支援金交付要綱第 6 条の規定により、交付（不交付）決定したので通知します。

1 支援金の名称  
国見町燃料費等高騰対策企業支援金

2 交付決定額  
円

（不交付の理由）

注意事項

- 1 事業主体は、別表に掲げる規則等の規定に従わなければならない。
- 2 事業主体は、この事業で取得し又は効用の増加した資産がある場合は、その実態を十分に把握し、当該財産が適正に管理されるよう努めなければならない。
- 3 補助金の交付条件は、前記 1 及び 2 に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - (1) 別表に掲げる規則等の規定に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。
  - (2) この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、この事業の終了年の翌年から起算して 5 年間整備、保管しなければならない。
  - (3) この事業で取得し又は効用の増加した資産については、事業完了後においても管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に沿って効率的に運営しなければならない。

（別表）

規則等名	制定年及び番号等
国見町補助金等の交付等に関する規則	昭和 63 年国見町規則第 2 号
国見町燃料費等高騰対策企業支援金交付要綱	令和 8 年国見町告示第 10 号